

令和3年7月30日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	成田	惟	議員	8番	南	昭	榮	議員
2番	池島	和喜夫	議員	9番	諏訪	良一	議員	
3番	澤	良一	議員	10番	甲部	昭夫	議員	
4番	古玉	いづみ	議員	11番	坂井	幸雄	議員	
5番	土本	稔	議員	12番	作間	七郎	議員	
7番	笹川	広美	議員					

○欠席議員（1名）

6番 山本 孝司 議員

○説明のため出席した者

町	長	宮下	為幸	参事兼土木建設課長	北野	均	
教	育	長	袋井	貞司	生活環境課長	田中	智
参事兼総務課長	高名	雅弘					

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 船 木 秀 浩 書 記 神 保 悦 子
議会事務局長補佐 土 屋 金 蔵

○議事日程（第 1 号）

令和 3 年 7 月 30 日 午後 3 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 5 号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 中能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 工事請負契約の締結について
(令和 3 年度社会資本整備総合交付金事業鹿島中部クリーンセンター電気設備改築更新工事 (3-1 号))

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（作間七郎議員） ご苦労さまです。

山本議員は通院のため欠席です。

ただいまの出席議員は11名であります。

ただいまから令和3年度中能登町議会7月
随時会議を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に
出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表とし
てお手元に配付をいたしましたので、ご了承願
います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

7月随時会議の会議期間は、本日1日とい
たします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付の
とおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（作間七郎議員） 日程第1 会議録
署名議員の指名を行います。

7月随時会議の会議録署名議員は、会議規
則第121条の規定により、7番 笹川広美議
員、8番 南 昭榮議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（作間七郎議員） 日程第2

議案第5号 中能登町手数料条例の一部を
改正する条例について

議案第6号 中能登町個人情報保護条例の
一部を改正する条例について

議案第7号 工事請負契約の締結について
（令和3年度社会資本整備総合交付金事業鹿
島中部クリーンセンター電気設備改築更新工
事（3-1号））

以上の議案3件を一括して議題といたしま
す。

◎提案理由説明

○議長（作間七郎議員） 町長から提案理由
の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和3年度中
能登町議会7月随時会議の開会に当たり、議
員各位には公私とも何かとご多用の中、ご出
席を賜りまして、誠にありがとうございます。
す。

本日の随時会議に提案をいたしました議案
につきまして説明をいたします。

最初に、議案第5号 中能登町手数料条例
の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、デジタル社会の形成を図るた
めの関係法律の整備に関する法律により、行
政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律が改正されたこと
に伴い、地方公共団体情報システム機構が個
人番号カードを発行する主体として明確化さ
れるとともに、個人番号カードの発行に係る
手数料を徴収することができることとなり、
当該手数料の徴収の事務について市町村長に
委託することができる旨の規定が新設された
ため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 中能登町個人情報保護
条例の一部を改正する条例についてでありま
す。

この条例は、デジタル社会の形成を図るた
めの関係法律の整備に関する法律及びデジタ
ル庁設置法による行政手続における特定の個
人を識別するための番号の利用等に関する法
律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
であります。

次に、議案第7号 工事請負契約の締結に
ついてであります。

令和3年度社会資本整備総合交付金事業鹿
島中部クリーンセンター電気設備改築更新工
事につきましては、7月14日に2社が参加
し、事後審査型制限付一般競争入札を執行し

た結果、5,998万3,000円で荏原商事株式会社能登支店に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

以上、本日提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（作間七郎議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（作間七郎議員） これより、議案第5号から議案第7号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第5号から議案第7号は、会議規則第35条第3項により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号は、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（作間七郎議員） これより、議案第5号から議案第7号について一括して討論を行います。

まず、反対の方の討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

次に、賛成の方の討論の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（作間七郎議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（作間七郎議員） 次に、議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作間七郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（作間七郎議員） 以上で、本臨時会

議に付議されました議案の審議は終了いたしました。

これをもって令和3年度中能登町議会7月
随時会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員 笹 川 広 美

署名議員 南 昭 榮